

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年3月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000455 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2000132 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を54万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を59万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額（厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和44年生

住 所：

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成19年12月20日

A社に勤務した期間の標準賞与額の記録がない。請求期間当時、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された「2007年冬期賞与」（以下「賞与支払明細書」という。）及びA社から提出された「2007年冬期賞与個人別一覧」（以下「賞与個人別一覧」という。）により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、54万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成19年12月20日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否かについては不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる賞与額から、59万8,000円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額(54万2,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000498 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2000129 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 24 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 8 月の標準報酬月額については 30 万円から 32 万円、平成 26 年 8 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については 30 万円から 36 万円、平成 27 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月から平成 28 年 7 月までの標準報酬月額については 28 万円から 36 万円、同年 8 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については 28 万円から 38 万円とする。

平成 24 年 8 月、平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月まで及び同年 12 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月、平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月まで及び同年 12 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 22 年 8 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 8 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については 47 万円、同年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については 38 万円、同年 9 月から平成 26 年 7 月までの標準報酬月額については 36 万円、同年 9 月から平成 28 年 8 月までの標準報酬月額については 38 万円、同年 9 月から平成 29 年 8 月までの標準報酬月額については 47 万円及び同年 9 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については 44 万円とする。

平成 22 年 8 月から平成 26 年 7 月まで及び同年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における平成 30 年 5 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 44 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については 26 万円から 44 万円、同年 9 月から令和 2 年 5 月までの標準報酬月額については 26 万円から 47 万円とする。

平成 30 年 5 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 8 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額と相違している。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 22 年 8 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（令和 2 年 6 月 25 日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書、A 社の事業主から提出された給料台帳及び金融機関から提出された預金元帳（以下「給与明細書等」という。）により、請求期間のうち平成 24 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の A 社における平成 24 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 8 月は 32 万円、平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月までは 36 万円、同年 12 月から平成 28 年 7 月までは 36 万円、同年 8 月から平成 30 年 4 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 8 月、平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月まで、同年 12 月から平成 30 年 4 月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 8 月、平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月まで、同年 12 月から平成 30 年 4 月までの期間に係る訂正後の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、請求期間のうち平成22年8月1日から平成24年8月1日までの期間、同年9月1日から平成26年8月1日までの期間及び平成27年11月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額若しくは同額であることから、厚生年金特例法に基づく記録の訂正是認められない。

2 請求期間のうち、平成22年8月1日から平成23年9月1日までの期間については、給与明細書等及び日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき請求者に係る当該期間の標準報酬月額は47万円であると認められ、平成23年9月1日から平成26年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成30年5月1日までの期間については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成23年9月から平成25年8月までは38万円、同年9月から平成26年7月までは36万円、同年9月から平成28年8月までは38万円、同年9月から平成29年8月までは47万円及び同年9月から平成30年4月までは44万円であり、いずれもオンライン記録における標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における平成22年8月から平成26年7月まで及び同年9月から平成30年4月までの標準報酬月額を、平成22年8月から平成23年8月までは47万円、同年9月から平成25年8月までは38万円、同年9月から平成26年7月までは36万円、同年9月から平成28年8月までは38万円、同年9月から平成29年8月までは47万円及び同年9月から平成30年4月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、平成22年8月から平成26年7月まで及び同年9月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前のオンライン記録における標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成30年5月1日から令和2年6月1日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、給与明細書等及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成30年5月から令和元年8月までは44万円、同年9月から令和2年5月までは47万円であると認められる。

したがって、請求者のA社における平成30年5月から令和元年8月までの標準報酬月額を44万円、同年9月から令和2年5月までの期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000667 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2000130 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月2日の標準賞与額を27万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和26年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成16年12月2日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。給料支給表等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支給表、平成16年分給与所得の源泉徴収票、平成16年分給与所得に対する源泉徴収簿、平成16年分の所得税の確定申告書A、預金通帳及び平成17年度市民税・県民税（普通徴収分）納税通知書により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る賞与額に見合う標準賞与額より高額な厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、給料支給表により確認できる賞与額から27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは、請求者の平成16年12月2日における賞与に係る届出や厚生

年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2000668号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2000131号

第1 結論

請求者のA社（平成19年12月21日からはB社）における平成16年12月2日の標準賞与額を33万6,000円、平成20年12月12日を31万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月2日及び平成20年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月2日及び平成20年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和30年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成16年12月2日

② 平成20年12月12日

B社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。給料支給表等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された給料支給表、平成16年分給与所得に対する源泉徴収簿及び預金通帳により、請求者は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社から賞与の支払を受け、当該期間に係る賞与額に見合う標準賞与額より高額な厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給料支給表により確認できる賞与額から、請求期間①は33万6,000円、請求期間②は31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主からは、請求者の平成 16 年 12 月 2 日及び平成 20 年 12 月 12 日における賞与に係る届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000364 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000050 号

第1 結論

平成 25 年 10 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 52 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 25 年 10 月

私は、請求期間当時、国民年金保険料は納期限内に納付しており、請求期間の保険料は、平成 25 年 11 月に 1 万 6,000 円程度の金額をコンビニエンスストアで納付した。その際、ちょうど厚生年金保険に切り替わる前の月だったため、これで支払いは最後だと思ったことを覚えてい る。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は納期限内に国民年金保険料を納付しており、請求期間についても平成 25 年 11 月に 1 万 6,000 円程度の金額を納付した旨主張しているところ、請求期間に係る国民年金保険料額は 1 万 5,040 円である上、オンライン記録によると、請求者の平成 25 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、すべて納期限内に納付されていることが確認できる。

しかしながら、A 市から提出された請求者に係る平成 26 年度市民税・県民税申告書（平成 25 年分）によると、所得控除の社会保険料欄に金額の記載はなく、平成 25 年分給与支払報告書（個人別明細書）においても社会保険料等の金額欄には 4 万 8,195 円の記載があるものの、摘要欄には「国民年金保険料：0 円」と記載されていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付した旨主張しているものの、具体的な店舗名（名称・場所）を覚えていないことから、請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000500 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000133 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間当時に係る資料は保管していない旨回答している上、同社の事務担当者は、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨陳述している。

また、請求者及び複数の同僚は、賞与は現金で支払われていた旨陳述しているところ、請求者は、請求期間に係る賞与の支給明細書等を保有しておらず、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。